

平成19年11月1日

岐阜県立看護大学における教育研究資金の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県立看護大学（以下「本学」という。）における教育研究資金の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 教育研究資金の運営及び管理については、他の関係法令及び岐阜県条例規則又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において教育研究資金とは、本学の学術研究活動及び教育研究活動のため、本学に予算措置された教育研究費、並びに科学研究費補助金を含め本学教職員が個人又は教員集団で取得した教育・研究に係る外部資金等とする。

(責任と権限)

第4条 本学の教育研究資金を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び部門責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、教育研究資金の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、教育研究資金の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学部長をもって充てる。
- (3) 部門責任者は、統括管理責任者を補佐し、各部門等における教育研究資金の運営及び管理に関する責任と権限を持つものとし、学部の各講座責任者、大学院研究科長、附属図書館長、看護研究センター長及び事務局長をもって充てる。
- (4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部門責任者が責任を持って教育研究資金の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(教育研究資金の適正使用を推進する組織)

第5条 本学の教育研究資金を適正に運営・管理する組織として、教授会の下に設置している倫理委員会に、教育研究資金適正使用推進部会（いか「推進部会」という。）を

設置する。

- 2 推進部会は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 統括管理責任者（学部長）
 - (2) 部門責任者
 - (3) 倫理委員会委員長
 - (4) 教育研究活動不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）委員長
 - (5) その他、学長が特に必要と認める者
- 3 推進部会に部会長を置き、部会長は統括管理責任者をもって充てる。
- 4 推進部会は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 教育研究資金の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - (2) 不正発生要因に対する改善策を講ずること。
 - (3) 不正防止計画の策定、実施及び検証に関すること。
 - (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。
- 5 推進部会の事務は、事務局総務課において処理する。

（不正防止計画の推進）

第6条 最高管理責任者は、推進部会で策定し、教授会で決定した不正防止計画について、統括管理責任者に実施を指示する。

- 2 統括管理責任者は、各部門責任者を指揮し計画を実施する。
- 3 統括管理責任者は、不正防止計画の実施状況について、逐次、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、その実施について、統括管理責任者及び各部門責任者に対して改善を命ずる。
- 5 統括管理責任者は、不正防止計画の実施が完了したときは、最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 前項の報告を受けた最高管理責任者は、報告内容が不相当と認める場合には、統括管理責任者に対し改善を求めることができるものとする。
- 7 最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に違法行為や不正が行われないうちに組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

（内部監査チーム）

第7条 本学における教育研究資金の適正な管理のため、最高管理責任者の下に内部監査チームを置く。

- 2 内部監査チームは、推進部会、調査委員会と連携し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。
- 3 内部監査チームは、教育研究費が適正に使用されているか否かを監査するほか、研

究費が適正に使用される環境が整備されているか否かについても、監査を行う。

- 4 内部監査チームは、教職員の中から最高管理責任者が指名することとする。ただし、最高管理責任者が必要と判断する場合は、外部の専門家をチームに参加させることができる。

(相談窓口の設置)

第8条 本学における教育研究資金に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、事務局総務課に相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、本学における教育研究資金に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な教育研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第9条 本学における教育研究活動等の不正行為に適切に対応できるようにするため、通報窓口を置く。

- 2 通報窓口責任者は、事務局総務課長をもって充てる。
- 3 通報窓口責任者は、不正行為に関する通報を受けたときは、すみやかに統括管理責任者に報告する。
- 4 その他通報窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(検収確認業務窓口の設置)

第10条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、事務局に検収確認業務窓口を置く。

- 2 検収確認業務窓口で検収を行う職員及び事務の範囲は、岐阜県会計規則取扱要領第22条による。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、教育研究資金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

この規則は、平成19年11月1日から施行する。